



ぷりずむ

消費トラブル処方せん

成年後見制度を知って、
消費者トラブルを防ぎましょう……………P2~3

くらしサポート情報

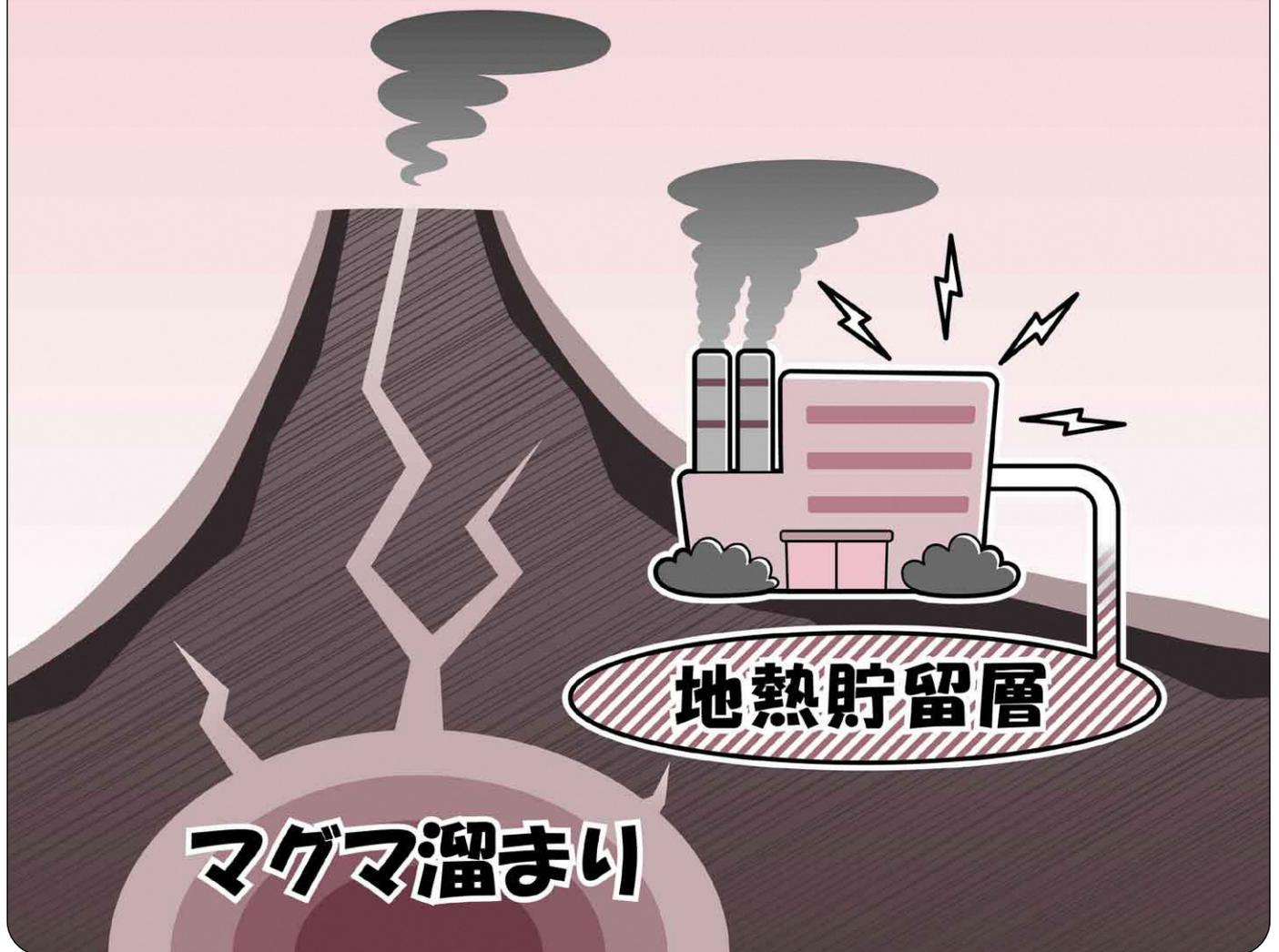
高齢期における施設選びのポイント ……P4~5

お知らせ

出張講座のご案内、ほか……………P6



地熱発電は地中から噴出する天然の蒸気を利用して発電します



編集・発行 ● 練馬区経済課 (消費生活センター)
練馬区石神井町2-14-1 電話：03-5910-3089

編集協力 ● 練馬区消費生活センター運営連絡会

練馬区ホームページ： [練馬区消費生活センター](#)

消費生活相談専用電話 03-5910-4860 (月~金 午前9時~午後4時30分) ※土・日曜・祝休日・年末年始を除きます。

成年後見制度を知って、 消費者トラブルを防ぎましょう

必要のない契約を結んでしまったなど、判断力が低下している高齢者などが、消費者トラブルに巻き込まれることが多くあります。その対策、対応のため、成年後見制度が注目されています。

監修：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部

成年後見制度とは、認知症、精神障害及び知的障害などの理由で判断能力が不十分な方々が不利益を受けないために、家庭裁判所に申立てすることによって、その方々を法的に保護し、支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

ここでは、支援をする人を「成年後見人等」、支援を受ける人を「本人」とします。

法定後見制度

法定後見制度とは、すでに判断能力が不十分な本人に代わって、法律行為をしたり、被害にあった契約を取消したりできる制度です。

次々と高額な商品を買ってつけられた

認知症が進んだ一人暮らしの高齢者宅に布団業者やリフォーム会社が次々とやってきて、言われるままに本人が契約してしまいました。気がつくとき、貯金が底をついてしまい、これ以上支払うことができず困り果ててしまいました。



後見制度を利用すると
たとえば…

成年後見人等が契約を取り消すことができます。

施設の入所契約ができない

本人の認知症が進み、介護施設に入りたいと思いましたが、サービス内容を説明されてもよくわからず、契約に必要な手続き方法も理解することができません。なかなか入所することができず困ってしまいました。



後見制度を利用すると
たとえば…

成年後見人等が代理し、または同意をして契約を進めることができます。

認知症の父が不動産を安く売ろうとしている

実際に住んでいない、いつか高く売れるだろうと思って入手した土地を持っている父に、業者が売却を持ち掛けてきました。息子の私には、だまされているようにみえますが、本人は認知症が進み、判断力が衰えているようです。業者を信用してしまい、契約をしようとしています。



後見制度を利用すると
たとえば…

成年後見人等が契約を取り消すことができます。

任意後見制度

任意後見制度とは、子どもがいない夫婦や親類と疎遠になっているなど、いざという時に誰に頼っていか分からない方が、支援してくれる人を選び、支援内容を決め、あらかじめ本人と支援者の間で任意に後見契約を結ぶ制度です。

もし、認知症が進んだときに手続きや契約を結ぶ自信が無い

今は問題なく自宅で一人暮らしをしています。今後認知症が進み一人暮らしができなくなったら、自宅を売却して老人ホームに入所したいと思っています。でも、将来一人で手続きを進め、契約する自信がありません。



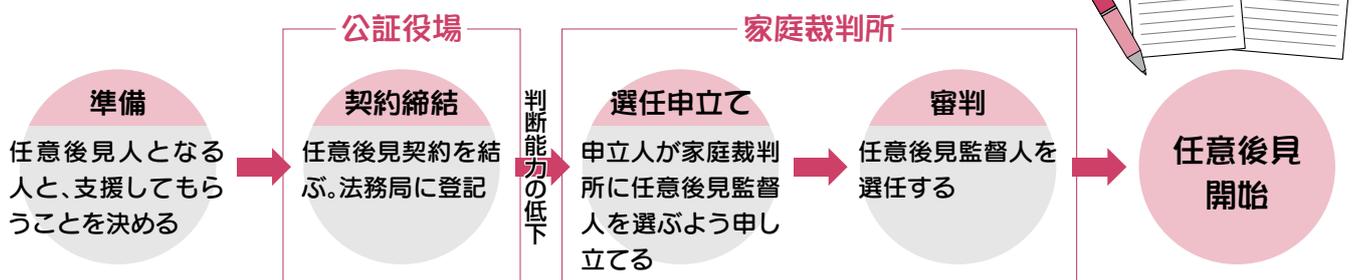
後見制度を利用すると
たとえば…

判断能力が衰えた際は、任意後見人に自宅の売却や老人ホームの入所手続きを代理してもらうことができます。

法定後見制度の流れ



任意後見制度の流れ



※申し立てできる人……本人や配偶者、4親等内の親族や受任者等



まとめ

判断能力が不十分な方々の権利や財産を、法的に保護し支援するためのしくみである『成年後見制度』を活用し、消費者トラブルから身を守り、安全安心な暮らしをおくりたいものです。

高齢期における施設選びのポイント

家族や自分に介護が必要になった時、考えるのは「いざとなったら施設へ…」。しかし、「いざという時」は意外なタイミングでやってきます。その時に、慌てないように施設を選ぶポイントを考えてみました。

安心して生活ができる介護施設を選ぶチェックポイントをみていきましょう。

ポイント1 地域 　どこで生活する？

離れて暮らす
子どもの近くでも
なじみのない地域に
行くのは、
やっぱり不安！



面倒な手続きや
何かの時にすぐに駆けつけてくれる
子どもの家の近くの施設がイかも…。



「住み慣れた地域」の施設は、あまり環境が変わらずなじみもあり不安が少ないと言われています。

「離れて暮らす家族の近く」の施設は、何かがあった時に駆けつけてくれますが、環境（言葉、食べ物など）が変わることで本人が戸惑うことも。

本人の希望も聞き、無理のない地域を選びましょう！

ポイント2 費用 　資金計画を立て、無理のない予算で！

年間費用、
施設によって違うのよね～！



最期の時まで入居するなら、
どのくらいの費用がかかるのかな？

退去して
別の施設に入ることになったら、
また費用がかかるんだよね？



1年間にかかる費用は…

- ・入居一時金（不要な施設もある）のほか
月額費用＋実費費用（医療費、日用品、おむつ代など）＋介護保険の自己負担額（介護度によって違いがある）×12ヶ月

※入居年数は、「介護期間は平均4年11ヶ月*」という統計や、日本人の平均余命を考慮して見通しを立ててみましょう。

*生命保険文化センター「平成27年度 生命保険に関する全国実態調査」より

ポイント3 入居条件 　入居後、退去を迫られることは？

認知症が進むと、
他の入居者に迷惑がかかるから
退去させられるかも…と
不安がっている方がいるのよ。



施設で骨折して入院。
手術後、病院でのリハビリが
3ヶ月以上かかる…って言ったら、
今までいた施設に戻るのが
難しくなっちゃって
聞いたことがあるな。



介護度が上がった場合、認知症が進んだ場合、医療行為が必要になった場合、看取りが必要になった場合、長期入院をした場合などでも住み続けられるのか？確認をしておきましょう。

ポイント/ 4 ケア体制 どんなケアをしてもらいたい？



定期的にある懇談会で
家族の声を聞き、
きめ細かい対応を
してくれるところが
あるそうよ。

医療的ケアが
必要になった場合でも
施設で対応
してくれるかしら？



ケア内容は、スタッフの数によっても違ってきます。介護付き有料ホームの場合は、入居者3人にスタッフ1名以上を配置するのが国の基準です。

そのほか、

①栄養士等含む職員の配置状況 ②日常的な健康管理 ③夜間態勢
④看護師の有無や勤務体制 ⑤医療機関との連携 ⑥医療的ケアや
看護の提供 ⑦緊急時の対応や体制 ⑧リハビリ専門員 ⑨看取り
体制 など

医療、介護のニーズにどこまで対応できるか施設によって違いがあるので、それぞれ問い合わせてみましょう。



ポイント/ 5 スタッフの質、設備、食事など 施設見学が一番有効！



食事の声かけの様子、
スタッフ同士の会話などで、
施設の雰囲気が分かるわ。

スタッフがいきいきと
仕事をしているかどうか？
大事みたいだね。



病態食やカロリー制限、
アレルギー対応があるのが
聞いてみなくっちゃ！



施設の住み心地を大きく左右するスタッフ。スタッフの質がよくなければ、多くのサービスがあっても満足は得られません。

また、清掃が行き届いているか？居室や共有スペースの雰囲気は？他の利用者の様子や職員の表情は？等々、見学するといろいろ感じるすることができます。



まとめ

チェックポイントを考えながら施設見学をすると、思っていた以上にいろいろな事が分かります。第一印象と目や耳などを駆使して実際の様子を感じ取り、気になった施設には体験入居などをして熟考しましょう。

一緒に活動しませんか？ 会員募集 『練馬区消費生活センター運営連絡会』

練馬区消費生活センター運営連絡会は、消費者問題を考える5つのグループがあり、それぞれ練馬区と協働し、地域の方々向けに様々な情報や学習の機会を企画・提供する活動をしています。

- ・テストグループ：身近な家庭用品の特性などについて実験を通じた学習
- ・食とくらしグループ：練馬の食材を利用し、行事食などの料理教室や食と健康の講座を企画
- ・展示グループ：生活にかかわるテーマ（生命保険・住宅リフォームなど）のパネル作成
- ・環境グループ：くらしが環境に与える影響等の学習・啓発
- ・広報グループ：消費者だより「ぶりすむ」の企画・編集

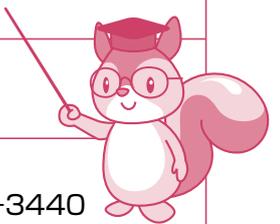
上記のほか、くらしにかかわる問題などを区民の視点でとらえた消費者教室の企画運営も行っています。

申込・問合せ先

消費者団体活動室 ☎ 03-3996-6351 (月・水・金 午前10時～午後3時)

ご案内 練馬区消費生活センターの出張講座をご利用ください。

内 容	消費者被害の未然防止を図るために、悪質商法などをテーマに消費生活相談員が講師としてお話しします。		
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ●練馬区内の町会、自治会、学校、福祉施設、区民団体（特に高齢者団体）など ●民生委員、ケアマネジャー、ホームヘルパー、地域の高齢者見守りボランティアの方々の集会など ※10人以上の会合や集会を対象とし、個人への出張は行いません。		
派遣期間	月～金（祝休日・年末年始を除く）	派遣時間	午前10時～午後5時の間（30分～2時間程度）
申込方法	専用の申込用紙に必要事項を記入の上、講座開催希望日の1か月前までに下記申込先にFAX、郵送等で申し込みください。 お申し込み内容に応じて相談の上、派遣を決定しお知らせいたします。 申込用紙は練馬区のホームページからダウンロードできます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 5px;"> 練馬区 講師派遣 </div> <input type="button" value="検索"/>		
費 用	無料（講師謝礼、食事代、車代などは一切必要ありません）		
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ●テーマ設定（応相談）、会場確保、会場設営、受講者の募集は申込者が行ってください。 ●原則として受講料を徴収する講座は、この出張講座の対象となりません。 		
申 込 ・ 問 合 せ 先	経済課消費生活係（消費生活センター） ☎ 03-5910-3089（月～金 午前8時30分～午後5時15分） FAX 03-5910-3440 〒177-0041 練馬区石神井町2-14-1 石神井公園区民交流センター内		



※「ぶりすむ」の録音版・点字版（視覚障害者用）を制作、貸出しています。詳しくは「NPO法人点訳・音声訳集団 一步の会」TEL・FAX 3577-5666

広告 下記広告の内容に関するお問合せは、区では受け付けておりません。直接広告に掲載されている連絡先へお願いします。

リコールに関する重要なお知らせ

⚠ 重大な火災事故が発生しています

TDKの加湿器をお持ちの方は
すぐにご連絡願います

対象加湿器は右記の4機種です。一台あたり5千円でお引取りいたします。

ご迷惑とご心配をおかけしております。謹んで深くお詫び申し上げます。

通話料無料 電話番号 **TDK株式会社 加湿器お客様係**

0120-604-777

受付時間 9:00～19:00 土・日・祝日も受付 インターネット TDK

19年ほど前・平成10年(1998年)製造

24年ほど前・平成5年(1993年)製造

高さ: 31.4cm

KS-500H

KS-300W

KS-31W

高さ: 26.5cm

KS-32G

機種名は、本体裏側のラベル表示をご確認ください。